



1. 「家庭常備薬斡旋」の申込書の健保への提出期限は6月9日（金）必着、です。事業主様、ご担当者様にはお手数ですがご提出忘れのないよう期日までにご提出ください。
2. かねてからのお知らせのとおり、今年度より「健康者表彰」は廃止されました。代わりに被保険者の方なら誰でもPep Upでポイントを集めて好きな商品に交換いただけます。ウォーキングイベントや健保主催のPep Upのイベントにご参加いただき、健康習慣とポイントを獲得してください。（ポイントは獲得時から2年間有効です）
3. 先日、「特定保健指導」の該当者がおられる事業所様にご案内を送付いたしました。事業主様、ご担当者様、参加者のご希望の取りまとめをいただきまして、ありがとうございました。その中で、「Pep Up」と「インサイト」の保健指導を選択された方がいらっしゃる事業所様においては、その後の「予約状況」もご確認いただきたく、ご案内します。「Pep Up」「インサイト」を選択された方はまず最初に、アプリやWeb上で「面談予約」が必要です。しかしながら、初回面談の予約を取られず放置されている方をお見受けいたします。参加表明後のフォローアップをよろしくお願いいたします。
4. ご周知のとおり、5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが「第5類相当」とされました。国から提示された「感染症上の位置付け変更後の療養に関するQ&A」を同封しております。また、国から示された事業者むけ情報のページを右記QRコードにてお示ししています。今後の事業所様においての対応の参考にしてください。



また、5月8日より「傷病手当金」の申請に係る臨時的措置（医師の証明を省略できる）の取扱いが終了し、新型コロナウイルス感染症での申請にも必ず「医師の証明」が必要になりましたことも合わせてお知らせいたします。



今月開催中の「日々の記録チャレンジ」に多くのご参加をいただきありがとうございます。引き続き（体重・歩数）を毎日記録してポイントを獲得してください。ポイント付与は即時されます。

来月は「やることチャレンジ」を開催いたします！

6/1 から 6/30 の期間中、やることメニューの中から最低4つの「やること」を選択し、条件をクリアされると最大400ポイントを獲得できます。ポイント付与は7月中旬を予定しています。ぜひご参加ください。

※Pep Upのご利用には初回登録時に「本人確認用コード」が必要です。案内を紛失された方は当組合ホームページのPep Upのページより再発行をご依頼ください。